

介護職員処遇改善交付金事業Q & A (その3)

問1 法人の給与が関連する行政機関に準じており、今年度の人事院勧告に沿った内容で賃金が引き下げられた場合、前年度と同額に据え置くための費用を賃金改善額に含めることは可能か。

回答

賃金改善額は平成20年10月から翌年3月までの期間における賃金に対する改善額であることから、県版のQ & A (その2) の問6と同様、実際に賃金が上がってなければ賃金改善額に含めることはできません。

例えば、平成20年度下期の基本給が月額15万円であったが、平成21年度は人事院勧告に沿って月額14万円となった場合で、月額15万円に戻すための1万円は交付金の対象外となります。平成21年度に月額15万5千円にする場合は5千円が交付金の対象となります。

また、上記の例で、平成21年度の給与を月額14万円に下げたままで手当や一時金等を新設したり、賞与を増額して月額1万5千円の増額をしても、賃金の合計額が平成20年度下期に比べ5千円しか上昇していないので、5千円のみが交付金の対象となります。

問2 派遣労働者に対する賃金改善を行う場合の注意点はどのようなものがあるか。

回答

派遣労働者の賃金についても改善する場合は、自らの事業所で雇用している介護職員及び派遣労働者の賃金改善額の総額が交付金総額を上回る必要があります。

このため、事業者は派遣元に対し賃金改善計画を求めるとともに、契約書を作成し、計画書・実績報告書は事業者が派遣労働者を含めて作成してください。

なお、実績報告書には契約書の写しと派遣労働者の賃金改善額が分かる資料（賃金台帳等）も添付する必要がありますので、それら資料を提出することについて派遣元と十分協議の上、計画書を作成してください。

問3 公設民営の場合の委託先の介護職員に対する賃金改善を行う場合の注意点はどのようなものがあるか。

回答

事業の指定は市町村で、実際の事業は社会福祉協議会等に委託している場合についても委託先の介護職員の賃金改善額の総額が交付金総額を上回る必要があります。

このため、委託元である市町村が委託先である社会福祉協議会等に対し賃金改善計画を求めるとともに、契約書を作成し、委託元の計画書・実績報告書において、委託費に充てたことを明示し、委託先は委託元から支払われた額に対する計画書・実績報告書を作成する必要があります。

なお、計画書提出の際には、委託元及び委託先それぞれの計画書が必要であり、実績報告の際には委託元及び委託先それぞれの実績報告書に加え、契約書の写しが必要です。